



データで見る中国における 知的財産権の現状

～特許権侵害訴訟の近況を交えて～



[知財情報戦略室]
弁理士 山口和弘

1 はじめに

「中国と知的財産権」という言葉からイメージされることは、以前であれば模倣品でした。しかしながら、近年は、模倣品以外にも日米を上回る特許出願件数や知的財産関連訴訟件数が話題になることも多くなりました。

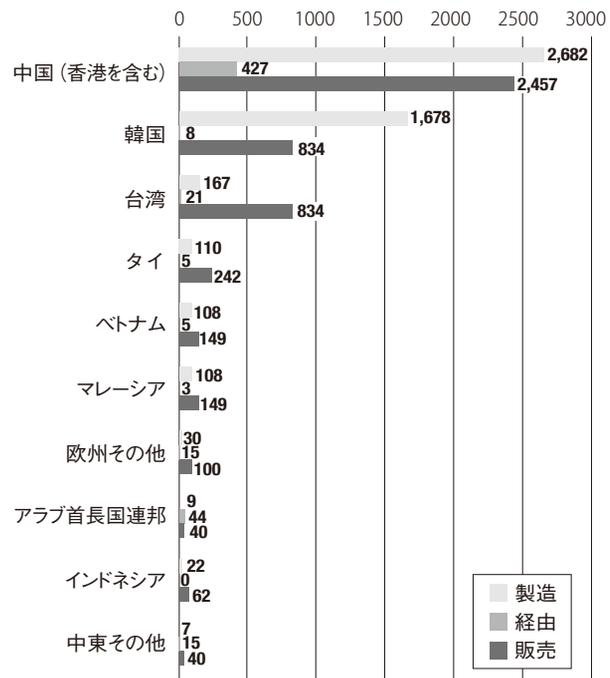
弊所ウェブサイト「知財トピックス」のコーナー (http://www.soel.com/ip_info/ip/) では、これまでも中国に関する様々な話題⁽¹⁾をお伝えしてきましたが、本稿では、最近のデータを交えながら、中国における知的財産権の現状をご紹介します。

2 中国における模倣被害の現状

図1は、日本の産業財産権を保有する企業が受けた模倣被害の状況を企業数の全体推計で示したものです⁽²⁾。この図から明らかなように、中国における模倣被害は、製造、経由及び販売の全てにおいて、他の国(地域)と比べて極めて深刻です。

また、図2からは、中国の模倣品等が中国国内や日本だけでなく、世界中で流通している実態がわかります^{(3),(4)}。

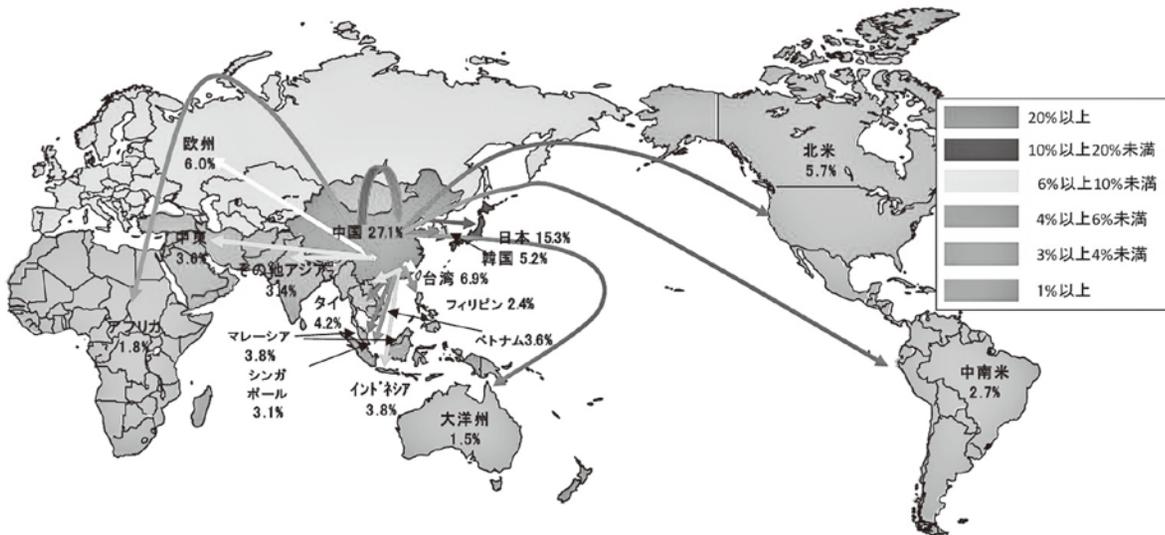
《図1：国・地域別の模倣被害状況
(2015年度：企業数の全体推計値)》



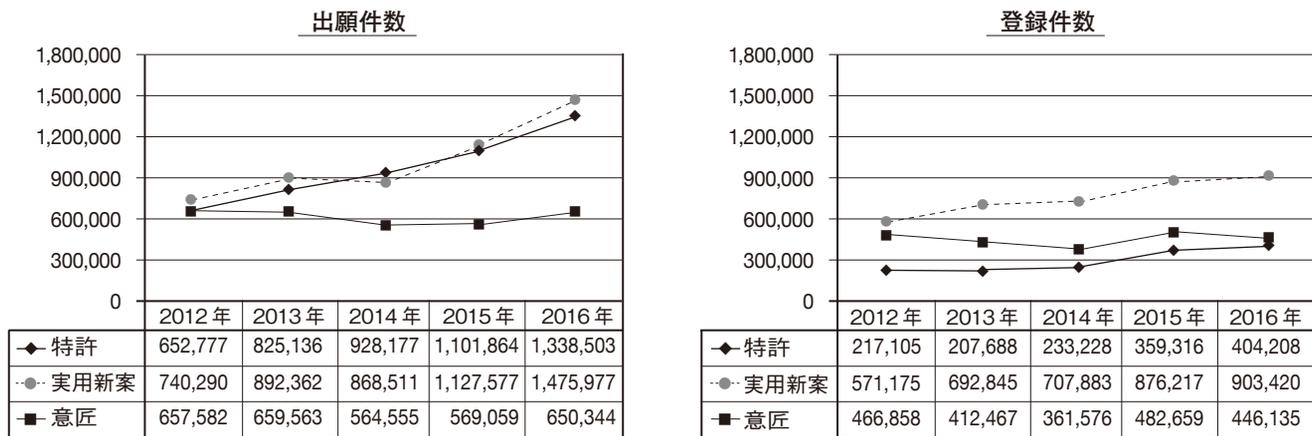
注1) 「欧州その他」とは、トルコを除いた欧州諸国を示す。

注2) 「中東その他」とは、アラブ首長国連邦(UAE)及びサウジアラビアを除いた中東諸国を示す。

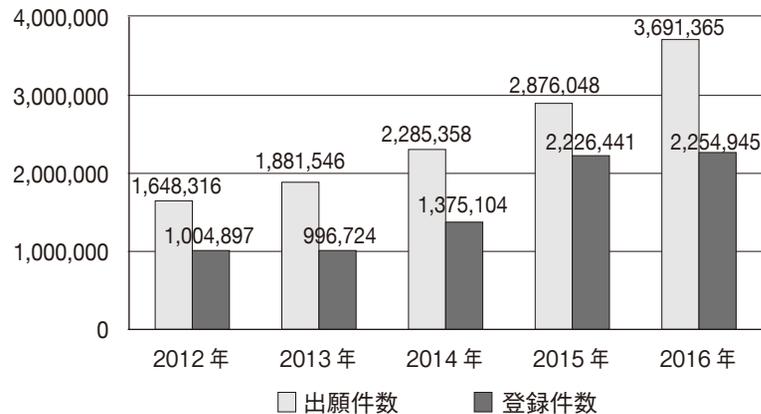
《図2：中国で製造された模倣品・サービスの販売提供国・地域(流出先)の構成(2014年度)》



《図3：中国における特許の出願件数及び登録件数（SIPO「国家知识产权局统计年报」より）》



《図4：中国における商標の出願件数及び登録件数（SAIC CTMO「中国商标战略年度发展报告」より）》



3 中国における特許出願・登録等の現状

次に、特許（日本の特許、実用新案、意匠に相当）及び商標の出願件数・登録件数の現状です。

特許（中国専利法では発明専利）の出願件数については、長らく世界一だった日本を2006年に米国が追い抜きましたが、2011年には米国を追い抜いて中国が世界一となりました⁽⁵⁾。

2011年に世界一になった後も、中国では特許出願件数の急激な増加が続いており、図3に示すように2015年には100万件を突破しました。また、中国では実用新案及び意匠（中国専利法では、それぞれ実用新案専利及び外観設計専利）の出願件数も極めて多く、2016年は実用新案が約148万件、意匠が約65万件となっています⁽⁶⁾。

特許及び実用新案については、出願件数の増加にあわせて登録件数も増加傾向にはありますが、2016年のデータに着目すると、実用新案は出願件数の伸び率（対前年比30.9%増）に対して登録件数の伸び率（対前年比3.1%増）は目立って低く、意匠に至っては登録件数

が減少した点は注目に値します。中国では、実用新案及び意匠について明らかな新規性欠如等の審査はされるものの、特許のような実体審査はないことから、このような現状の背景には、質に問題がある出願の存在があると言われています。

特許出願の質については、中国国家知識産権局（日本の特許庁に相当）も問題が存在することを認識しており、「特許出願行為の適正化に関する若干の規定」を2017年4月1日に改正しています⁽⁷⁾。改正では、異常特許出願行為の態様が追加され、異常特許出願行為が発生する背景の1つになっている出願費用助成等に関して、国家知識産権局は費用軽減の中止及び軽減された費用の追納を求めるほか、情状が深刻な場合には、費用助成等の受給資格を5年以内の期間で停止することが可能となりました。

一方、商標については、特許全体（特許、実用新案及び意匠の合計）を上回る出願件数及び登録件数となっていますが、冒認商標出願等が問題になっており⁽⁴⁾、中国政府も対策に乗り出しています⁽⁸⁾。

《表1：日中における知的財産関連訴訟件数
(民事案件[司法ルート]第一審：全体)》

		2014年	2015年	2016年
中国	新受	95,522	109,386	136,534
	既済	94,501	101,324	131,813
日本 (全国地裁第一審)	新受	550	534	504
	既済	596	535	545

《表2：中国における知的財産関連訴訟の新受件数
(民事案件[司法ルート]第一審：四法についての内訳)》

新受	2014年	2015年	2016年
専利 (特実意)	9,648	11,607	12,357
商標	21,362	24,168	27,185
不正競争	1,422	2,181	2,286
著作権	59,493	66,690	86,989

《表3：司法ルートにおける訴訟終了の種別：
2015年1月1日から2016年12月31日までの
知的財産権侵害に関する民事案件第一審》

取下げ	50.88%
判決	27.86%
調解	12.90%
取下げ擬制	4.10%
その他	1.85%

※調解＝日本の調停に類似する点もありますが、人民法院自らが行い、裁判の結果として示される点で異なります。

《表4：北京知識産権法院の高額賠償判決(2016年)》

特許(発明専利)：(2015)京知民初字第441号 認容額＝5,000万元(損害賠償4,900万元、 弁護士費用100万元)
商標：(2015)京知民初字第12号 認容額＝1,000万元

4 中国における知的財産権紛争の現状

～特に、特許権侵害に関する紛争について～

特許出願等の件数と同様に、近年話題に上ることが多くなっているのが、日本においても各種の報告書等⁽⁹⁾で伝えられているとおり、中国における知的財産関連訴訟の件数増加です。

(1) 「司法ルート」について

表1は、中国における知的財産権に関する民事案件(各級法院(日本の裁判所に相当)に訴える「司法ルート」)第一審の件数⁽¹⁰⁾を日本の全国地裁第一審の件数⁽¹¹⁾との比較を交えて示したものです。日本と比べると、件数においても、増加の割合においても、中国では知的財産関連訴訟が活発であることがわかります。また、表2からわかるように、著作権及び商標の件数が多くなっていますが、専利に絞って考えても2016年は12,357件で、米国の4,000件強^{(12)、(13)}を大きく上回っています。

なお、2016年における渉外知的財産民事第一審案件(外国企業が当事者である民事案件第一審の件数)については結審(既済)分のデータが公表されており、対前年同期比25.6%増ながらも1,667件で、構成比1.3%となっていることから、全体に占める割合は低いことがわかります。

訴訟終了の種別についてもデータ⁽¹⁴⁾が公表されており、表3からわかるように、約半数が取下げで終了

している点に特徴があります。

個別の法院については、知的財産専門裁判所の1つである北京知識産権法院においても同様に取下げは多く、2014年11月6日の設立から2017年6月30日まで終結した専利権侵害紛争(中国語は「侵犯专利权纠纷」)668件の分析に関して、「判決の形式で終結したものは142件しかなく、他は調停(筆者注：中国語は「調解」で表3における「調解」のこと)の形式で終結したものが4件で、その余の552件はすべて決定の形式で終結しており、決定で終結したものは全体の78.1%にも達する。」ことが報告されています⁽¹⁵⁾。また、同報告では、決定による終結の主な原因が複数挙げられており、その中には「侵害訴訟で係争特許の安定性が問われて、一部の原告が特許を無効にされることを懸念して自ら訴えを取り下げている」が含まれており、前述の専利出願の質(特に、実用新案及び意匠について)の問題とあわせて考えると興味深い分析結果と考えられます。

なお、同報告によれば、判決での終結は少ないながらも、判決で終結した場合の勝訴率は81.7%と高い割合となっており、2017年上半期の平均賠償額が110.3万元で、2015年の35万元から大きく上昇しています。(2017年10月末現在、1元は約17円)。

また、表4に示したように、北京知識産権法院では、2016年には、設立以来の最高額となる損害賠償が認容された判決が相次ぎました⁽¹⁶⁾。

《表5：行政ルートの特許権侵害紛争受案件数》

	2014年	2015年	2016年
特許	1,010	1,865	2,192
実用新案	3,461	7,836	7,382
意匠	3,200	4,501	10,777
(合計)	7,671	14,202	20,351

(2) 「行政ルート」について

専利に関する紛争の近況を知るには、前述の「司法ルート」のほかに、中国国家知識産権局傘下の各地方知識産権局による行政取締りの形で差止めを請求することが可能な「行政ルート」の存在を考慮する必要があります。

その「行政ルート」での専利権侵害紛争の受案件数⁽⁶⁾は表5に示されているとおりで、2015～2016年は2万件を超えて、「司法ルート」の新受件数(1万件強)を大きく上回っています。また、「行政ルート」は、特許よりも実用新案と意匠に関する紛争で利用されている点特徴的です。

なお、「行政ルート」を利用する外国企業も目立って増加しており、2016年は803件(構成比3.9%)で、日本からの受案件数は95件でした。

5 おわりに

中国における模倣被害は依然として深刻であり、経済協力開発機構(OECD)の試算では、「国内に流通する被害とインターネット上の被害を除く模倣品・海賊版の貿易被害額が、2013年には、年約4,600億ドル(約46兆円)に上る」とされています⁽⁴⁾。その一方で、中国政府の方針もあって、専利等の出願件数・登録件数は今後も増加するだけでなく、権利行使に堪えうる質を有する権利も増えていくことが予想されます。

また、現在は中国国内の企業又は個人の間での紛争が多くなっていますが、最近の報道によれば、韓国・サムスン社と中国・ファーウェイ社(2017年4月に福建省泉州で判決)、米国・アップル社と米国・クアルコム社(2017年9月に北京で提訴)の事例のように、当事者の一方又は両方が中国国外の有名企業である紛争も目立ち始めており、中国が知的財産権紛争の主戦場になる状況も想定されます。

そのため、従来からの模倣被害だけでなく、企業間の知的財産権紛争についても、最新の状況を把握することが今後ますます大切になると考えられます。

【出典／参考文献】 ※すべてウェブサイトより入手可能

- (1) 例えば、弊所ウェブサイト・知財トピックス「現地の報告書から見る中国における知的財産紛争」(2017年9月)
- (2) 日本特許庁「2016年度模倣被害実態調査報告書」
- (3) 日本特許庁「2015年度模倣被害調査報告書」
- (4) 日本・政府模倣品・海賊版対策総合窓口「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告(2017年版)」(2017年6月)
- (5) 世界知的所有権機関(WIPO)「IP Statistics Data Center」
- (6) 中国国家知識産権局「統計情報：国家知识产权局統計年報」
- (7) 中国国家知識産権局「《国家知识产权局关于修改〈关于规范专利申请行为的若干规定〉的决定》4月1日起施行」※意見募集稿はジェットロ提供の日本語仮訳あり
- (8) 工商総局弁公庁「工商总局办公厅关于印发《2017年全国工商和市场监管部门打击侵犯知识产权和制售假冒伪劣商品工作要点》的通知」※ジェットロ提供の日本語仮訳あり
- (9) 例えば、科学技術振興機構(JST)中国総合研究交流センター(CRCC)「中国知財戦略に関する調査(第7章)」(2017年3月)、(日本特許庁委託)知的財産研究教育財団「知的財産に関する日中共同研究報告書」(2017年3月)
- (10) 中国・最高人民法院「中国法院知识产权司法保护状况(2016年)」
- (11) 日本・知的財産高等裁判所「知財高裁の資料 > 統計」、「知財高裁パンフレット」
- (12) 米国・Lex Machina社「Q4 2016 Litigation Update」(2017年1月)
- (13) 米国・Unified Patents社「2016 Annual Patent Dispute Report」(2017年1月)
- (14) 中国最高人民法院「司法大数据研究院 司法案例研究院 司法大数据专题报告之知识产权侵权」(2017年7月)
- (15) LEXOLOGY: Beijing Sanyou Intellectual Property Agency Ltd「北京知的財産法院の特許裁判データ」(2017年10月26日)
- (16) 弊所ウェブサイト・知財トピックス「特許権侵害・商標権侵害に対して、北京知識産権法院が設立以来最高額の損害賠償を認容」(2017年2月)

※この記事に関するお問合せ先：

知財情報戦略室：ipstrategy@soei-patent.co.jp